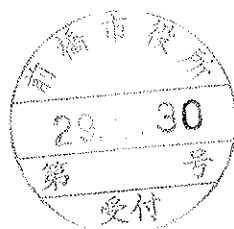


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成28年年 6月 30日	
(宛先) 前橋市長	
提出者	
住所	前橋市鳥取町123
氏名	相模屋食料株式会社 代表取締役社長 鳥越 淳司
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	027-269-2345
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	相模屋食料株式会社 芳賀工場
事業場の所在地	前橋市鳥取町155番地1
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	豆腐・油揚げ製造業 (E09 食品製造業)
② 事業の規模	7,000,000千円
③ 従業員数	550人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥(有機性)
	排出量	335.3 t	2156.8 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥減容化に向けて、流動性担体を使用した排水処理の取り組みや脱水性向上のための脱水機導入や最適な薬品選定を行った。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥(有機性)
	排出量	320 t	2100 t
	(今後実施する予定の取組) 動植物性残さに関しては、発生量の抑制だけではなく、減容化や飼料化へ向けての取り組みを行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残さ、汚泥、廃油、廃プラスチック類や再生可能なものを所定の置き場や容器を設置し分別に努めている。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類として処分していたものを細かく分別することで、再生可能品を出来るだけ増やす取り組みを行う。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ
	排出量	39.2 t	367 t
	(これまでに実施した取組) 廃アルカリに関しては、全量自社にて中間処理を行っている。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ
	排出量	38 t	350 t
	(今後実施する予定の取組) 廃アルカリに関しては、外部委託処分量をゼロにすることができたため、適切なアルカリ使用量を使用することなどの取り組みを行い、発生量自体の削減に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	排出量	174.1 t	t
	(これまでに実施した取組) 分別方法の見直しにより、一部の廃プラスチック類の再生品のリサイクルを行った。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	排出量	150 t	t
	(今後実施する予定の取組) 分別方法を更に細分化し、出来る限り再生品のリサイクルを行えるよう取り組みを行っていく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	367 t	t
	(これまでに実施した取組) 中間処理施設の稼働により、全量自社にて中間処理を行った。また、新規工場に関しても廃アルカリの排出のある工場は同様の中間処理施設を設置した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 中間処理施設の安定化や排出量の削減に努め、全量自社処理を継続して行う。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥(有機性)
	全処理委託量	335.3 t	2156.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	335.3 t	2156.8 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 処分委託先にて問題なく処分が実施されているかの確認を行った。また、減容化や処分先の効率上昇を目的として、脱水機の薬品選定のしなおしや、高効率脱水機を導入した。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
② 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ
	全処理委託量	39.2 t	367 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	39.2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処分委託先にて問題なく処分が実施されているかの確認を行った。また、減容化や廃アルカリに関しては自社中間処理施設が稼働することによって、処理委託量をゼロにすることができた。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
③ 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	全処理委託量	174.1 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	52.3 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用業者へ処分の委託を実施し、一部再資源化を行った。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥(有機性)
	全処理委託量	320 t	2100 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	320 t	2100 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>動植物性残さに関しては、工程改善による排出量の削減と、排出量そのものを削減する取り組みを行う。</p> <p>汚泥に関しては、他事業所で新しく導入した流動性担体の汚泥減容効果の検証などを行い、汚泥発生量の削減に努める。</p>		
※事務処理欄			

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ
	全処理委託量	38 t	350 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>継続して委託先業者が処分を問題なく行っていることの確認を するとともに、廃アルカリの処分委託量をゼロにすることを継続 して行う。</p>		
※事務処理欄			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	全処理委託量	150 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	80 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>継続して委託先業者が処分を問題なく行っていることの確認を するとともに、分別の細分化を行い再資源化できる量を増やして いく取り組みを行う。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。